

Vol. 21

静政連 だより

静岡県不動産政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL (054) 246-7175 FAX (054) 245-9730

年次大会 終了、24 年度 活動計画・収支予算を承認

【役員改選】 会長に 初澤宣廣 氏、幹事長に 榎本紀公 氏を選任



去る 5 月 29 日、ホテルセンチュリー静岡において、静岡県不動産政治連盟「第 38 回 年次大会」が、従来どおり代議員制にて、大会構成員（役員・代議員）187 名中 158 名の出席（うち委任状による出席 57 名）のもとで開催された。（議長：初澤宣廣 副会長）

平成 23 年度の活動報告の後、決算報告、監査報告があり、続いて平成 24 年度の活動計画、収支予算、会則の一部改正等が提案された。議事は滞りなく進み、質疑等得になく、全議案は満場一致で原案どおり可決承認された。（詳細は別途配布した年次大会資料を参照）

また、役員改選については、宅建協会の公益社団への移行登記を踏まえ、その設立基準との整合性を図るため宅建協会と重複する役員が 3 分の 1 以下になるよう、役員選任数等の変更等を盛り込み前もって平成 22 年度に改正した会則・会則施行細則に基づき行なわれた。その結果、宅建協会の市川直克会長が指名をした同副会長の初澤宣廣氏を当連盟の会長に選任し、市川氏は引続き役員外の最高顧問に就く他、新・会長の初澤氏が指名した榎本紀公 常任幹事を新・幹事長に選任した。



祝辞を述べる国会議員。左より、藤本祐司 参院議員、塩谷 立 衆院議員、牧野京夫 参院議員、片山さつき 参院議員。

平成 24・25 年度 新役員体制 決まる！

今回の年次大会では、任期満了に伴う役員改選も同時に行われ、新役員候補者による互選結果を発表、初澤会長、榎本幹事長（本部会計責任者を兼務）をはじめ、12 地区より選任された地区幹事（地区会計責任者）等、下表のとおり満場一致で可決承認された。

宅建協会が新公益社団への移行登記をするにあたっては、関連するその他の団体との役員の重複を 3 分の 1 以内になさなければならず、宅建協会と重複する役員は、正副会長・幹事長・常任幹事（各地区代表＝宅建協会各支部長）および監査のみとし、地区幹事 12 名は、宅建協会役員と重複しない者を別途選任した。従来と比較し役員数を大幅に削減した上、公益法人と政治団体の代表者を別にして執行体制の合理化を図る。

平成 24・25 年度 任期 静岡県不動産政治連盟 新役員（計 28 名）

○ … 地区幹事（地区会計責任者）

会 長 (1)	初澤 宣廣 (浜 松)		
副 会 長 (2)	櫻田 芳宏 (清 水)	矢後 芳博 (駿 東)	
幹 事 長 (1)	榎本 紀公 (熱 海)		
常任幹事 (11)	川口 智司 (伊豆下田)	柏木 久夫 (伊 東)	渡邊 照芳 (三島田方)
	本田 正史 (沼 津)	勝亦 英樹 (駿 東)	藤田 昭一 (富 士)
	湯本 芳郎 (清 水)	佐々木富吉 (静 岡)	小林 修 (しだはい)
	長澤 昌行 (中 遠)	木俣 純一 (浜 松)	
幹 事 (12)	○ 山本 芳裕 (伊豆下田)	○ 石田 龍夫 (伊 東)	○ 清水 正彦 (熱 海)
	○ 竹下 輝彦 (三島田方)	○ 塩崎 享一 (沼 津)	○ 長谷川博之 (駿 東)
	○ 中村 勝 (富 士)	○ 山田 博己 (清 水)	○ 望月 雅之 (静 岡)
	○ 岸 登志満 (しだはい)	○ 飯田 正樹 (中 遠)	○ 宇野 宏保 (浜 松)
監 査 (1)	井上 孝喜 (沼 津)		
最高顧問	市川 宜克 (中 遠)		※ 最高顧問は役員には含まれない。

会費こそ当連盟の活動原資です ～会費納入のお願い～ 幹事長 榎本 紀公

不動産業界はここ数年デフレ不況の中で低迷し、なかなか景気回復の兆しが実感できるまでに至りません。不動産業は“政策産業”であり、この苦境を打開するためには、不動産関連税制の見直しや土地住宅政策等、世論も味方につけた要望活動が不可欠です。そして、この要望活動によって得られる成果は会員がそれぞれ等しく享受できるものであり、その費用負担についても公平を図らなくてはなりません。会費こそ正に当連盟の活動原資となるものです。是非、活動内容をご理解いただき、会費納入にご協力下さるよう宜しくお願い致します。年会費は 5,000 円です。

なお、当連盟のような政治団体は、政治資金規正法により、法人（会社や組合等）から会費を頂くことができません。あくまでも代表者個人の方より納入して頂くこととなりますので、領収書についても代表者個人宛てに発行致しておりますことをご了承下さい。ただし、党員登録をした会員が、自民党静岡県宅建支部（職域支部）を通じて同額の年会費を納めて頂ける場合は、法人宛てに領収書の発行が可能です。ご不明な点や詳細につきましては、当連盟事務局または所属地区（宅建協会所属支部）までお願い致します。